修　繕　仕　様　書

１　件　　名

平成３０年度置賜広域行政事務組合長井クリーンセンター粗大ごみ処理施設修繕

２　修繕場所

山形県長井市舟場３０番１号　長井クリーンセンター

３　工　　期

着　　工　　契約締結の日から　５日以内

完　　成　　着工の日から　１５０日以内

４　施設概要

名　　称　　長井クリーンセンター粗大ごみ処理施設

処理方式　　横型衝撃せん断回転処理方式　３０ｔ／５ｈ

設計施工　　株式会社タクマ　　竣工　平成６年１月

５　修繕内容

別添「修繕内容」に示す（１）から（８）までのとおりとする。

６　作業条件

施設停止期間の予定は、平成３１年１月２６日（土）から平成３１年２月２４日（日）までの３０日間とする。

７　使用部品

記載されている部品若しくは、同等品以上の物とする。なお仕様書に記載されていない部品を使用する場合は、本修繕範囲だけでなく施設全体の性能を保証しなければならない。

８　支給材料

本修繕に必要な電力及び水は、支給するものとする。

９　提出書類

（１）施工前に提出するもの

・本組合が指定する関係書類

着工届、工程表及び施行承認願、工程表、現場代理人等指定通知書、現場代理人経歴書、材料確認願等

（２）施工完了後に提出するもの

・本務組合建設工事請負契約約款に基づく提出書類

完成通知書及び工事目的物引渡書

・報告書

設備項目ごとに整理し、提出すること。設備、機器の仕様に変更が生じる場合は、完成図書等を併せて提出すること。

・修繕写真綴

設備項目ごと、各工程の写真を撮影し、Ａ４縦に写真帳として綴り提出すること。

（撮影内容：材料確認、施工前、施工中、施工後、発生材、中間確認等）

・完成検査写真綴

10　支 払 い

修繕完了後、請求のあった日から４０日以内とする。

11　適用範囲

本仕様書は、基本的内容について定めるものであり、仕様書に明記されていない事項であっても修繕の性質上当然必要と思われるものについては、受注者の責任において施工しなければならない。

12　疑　　義

本修繕において疑義が生じた場合、受注者発注者双方協議し決定するものとする。

13　関係法令の遵守

修繕の施工にあたっては、関係する法令等を遵守しなければならない。

14　安全衛生管理

労働安全衛生に関する法律を遵守し、危険防止対策を十分に行い作業員への安全教育を徹底し労務災害が発生しないよう措置すること。

15　そ の 他

修繕に係る発生材（コンベヤベルト及び廃油を除く）については発注者が引き取るものとする。